

令和2年度福祉・介護人材参入促進事業業務委託に係る企画提案公募実施要領

第1 事業の目的

将来の担い手たる若者（小中学生・高校生・大学生・就活中の者等）や、地域の潜在労働力である主婦層、第2の人生のスタートを控えた中高年齢者層等を対象に、福祉・介護の仕事の大切さと魅力を伝え、福祉・介護の仕事に対する興味・関心・就労意欲を高めるための福祉・介護体験やセミナー等を実施し、将来に渡って福祉・介護人材の安定的な参入促進を図る。

第2 委託業務の概要

1 委託業務名

令和2年度福祉・介護人材参入促進事業業務

2 委託業務の内容

別添「令和2年度福祉・介護人材参入促進事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

3 業務委託の期間

契約締結の日から令和3年3月31日まで

第3 委託料

1 上限額

4,055千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 対象経費

本事業の実施に要する、報償費、給料、職員手当、賃金、共済費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費等）、役務費（通信運搬費、広告料等）、委託料、租税公課、使用料及び賃借料とする。

3 経費の支払方法

委託料の支払方法は、概算払とする。

4 その他

本業務の実施については、令和2年度予算成立を条件としているため予算成立状況により、契約を行わない場合や、委託金額・委託条件等を見直した上で再募集を行う場合がある。なお、この場合においても、本企画提案公募に要した費用を請求することはできない。

第4 参加資格

企画提案を提出する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- 2 青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号）第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- 3 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- 4 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- 5 公告の日の前日から5年以内に国又は地方公共団体が発注した福祉・介護に関する普及啓発や参入促進等に関連する業務の実績を1件以上有すること。

第5 提出書類等

1 提出書類

提出書類は以下のとおりとする。（2）は別途定める仕様書に基づき業務内容を企画し、「令和2年度福祉・介護人材参入促進事業業務委託にかかる企画提案書作成要領」（以下「作成要領」という。）に基づき作成すること。

なお、（2）及び（3）の資料は6部（正本1部、副本5部）を提出すること。

- （1）応募申込書（様式1）
- （2）企画提案書（様式任意）
- （3）経費見積書（様式任意）
- （4）法人等の概要に関する書類
 - ・法人等の概要、組織図、役員名簿
 - ・定款又はこれに代わるもの（規約その他団体の目的、組織及び運営の方法を定めた書類等）の写し
 - ・直近の事業報告書及び収支決算書
- （5）宣誓書（様式2）

2 応募に際しての留意事項

（1）著作権、特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて応募者が負うものとする。

（2）複数提案の禁止

提案者の提出する企画提案書は1案に限る。

（3）提出書類の変更等の禁止

提出期限以降の書類の変更、差替え又は再提出には原則として応じない。

(4) 提出書類の返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却を行わない。

なお、提出書類は委託先選定審査の目的のみに使用し、他の目的には使用しない。

(5) 費用負担

企画提案書の作成、提出等に要する経費は、すべて応募者の負担とする。

第6 応募手続

1 質問受付

本企画提案に基づく質問は、質問票（様式3）により受け付ける。

(1) 提出期限 令和2年2月27日（木）17時

(2) 提出方法

- ・「質問票（様式3）」により、電子メール又はFAXで下記担当課へ送付すること。
（口頭又は電話での問合せは受け付けない。）
- ・質問事項は、様式1枚につき1問とし、簡潔に記載すること。
- ・電子メールでの送付の場合には、件名に「福祉・介護人材参入促進事業企画提案公募に係る質問票」と表記すること。

2 質問への回答

受付の翌日から2日以内（ただし土、日、祝日を除く）に質問者に回答するとともに、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、青森県庁ホームページ上で公表する。

3 企画提案書等の提出

企画提案書は別途定める作成要領に基づき作成すること。

※提出書類等詳細については、「第5提出書類等」を参照すること。

(1) 提出期限 令和2年3月5日（木）17時（必着）

(2) 提出先 下記第10の担当課

(3) 提出方法

持参（土曜日、日曜日、祝日を除く。）又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。
持参の場合の受付は各日とも8時30分から17時までとする。）

第7 審査基準・選考方法

1 審査方法

提出された書類及び応募者によるプレゼンテーションに基づき、別に定める審査委員で構成する審査会において、審査を行い、最も総評価点の高かった提案者を最優秀提案者（委託候補者）とし、次に総評価点の高かった提案者を次点提案者とする。なお、審査は非公開とする。

- (1) 日程 令和2年3月10日(火) 午前
- (2) 場所 青森県庁東棟4階D会議室(詳細については、後日、応募者に通知する。)

2 プレゼンテーション

審査会において、企画提案書の内容について応募者のプレゼンテーションを行う。

- ・応募者が1者であっても選考を行う。
- ・プレゼンテーションの持ち時間は15分以内とする。
- ・プレゼンテーション後、審査委員から参加者に対し10分程度質疑がある。
- ・提出した企画提案書以外の資料の配布及びパワーポイント等の使用は認めない。
- ・出席者は1団体につき、原則3名までとする。

3 審査基準

別表「審査基準」のとおり

4 審査結果

審査結果はすべての応募者に対して、文書にて通知する。

第8 日程(予定)

令和2年2月27日(木)	質問受付期限
令和2年3月5日(木)	企画提案書提出期限
令和2年3月10日(火)	プレゼンテーション、審査会
令和2年3月中旬	選考結果の通知・公表
令和2年4月1日	契約の締結

第9 契約

委託候補者として選定された者と、事業の細目について協議の上、当該事業に係る令和2年度青森県一般会計当初予算案が可決成立した場合に委託契約を締結する。

第10 担当課(問合せ先)

〒030-8570 青森県青森市長島一丁目1番1号
青森県健康福祉部高齢福祉保険課 介護人材支援グループ
E-mail: koreihoken@pref.aomori.lg.jp
TEL 017-734-9298 FAX 017-734-8090